

平成29年(受)第761号 再生債権査定異議事件 平成29年11月16日 第一小法廷判決

文責:村上 雅哉 監修:若林 茂雄

「判決の概要]

民事再生法127条3項に基づくいわゆる無償否認について、無償行為若しくはこれと同視すべき有償行為(以下「無償行為等」という。)の時に再生債務者が債務超過であること又は当該行為により債務超過になることが否認権行使の要件であるか否かについて、最高裁は否認権行使の要件ではない旨判示した。

「事案の概要〕

株式会社ユタカ電機製作所(以下「再生会社」という。)は、平成26年8月29日、上告人(原告)との間で、グラス・ワンホールディングス株式会社(主債務者)の上告人に対する7億円の借入金債務を連帯保証する旨の契約(以下「本件連帯保証契約」という。)を締結したが、その後、6か月以内の平成27年2月18日、再生手続開始の申立てをし、同月23日に再生手続開始決定がなされた。同再生手続において、上告人が本件連帯保証契約に基づく連帯保証債務履行請求権の元金7億円と、同元金に対する再生手続開始決定日の前日までの確定利息及び損害金並びに上記元金に対する再生手続開始決定日から支払済みまでの遅延損害金を再生債権として届け出たところ、再生裁判所は、上記届出債権の額をいずれも0円とした査定決定をなした。この査定決定を不服として、上告人は民事再生法106条1項に基づき異議の訴えを提起した。

本件では、再生手続における管財人(被上告人)が本件連帯保証契約の締結を否認しており、かかる否認が認められることが上記査定決定の前提となっている。

「判決の要旨]

再生債務者が無償行為等の時に債務超過であること又はその無償行為等により債務超過になることは、民事再生法127条3項に基づく否認権行使の要件ではないと解するのが相当である。

[解説]

1 本件における争点

民事再生法127条3項は、「再生債務者が支払の停止等があった後又はその前六月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる」として、危機時期又はその前6月以内に行われた無償行為又はそれと同視しうる有償行為の否認について規定している。

本件における争点は、民事再生法127条3項に基づき、無償行為否認が認められるためには、再生会社が同契約締結時及び再生手続開始決定時に債務超過であったことを要す



るか否かである。

なお、第一審及び原審においては、事実認定の問題として、本件連帯保証契約の締結が 無償行為等に当たるかについても争われている。

2 本判決の判示する内容

上記争点について、第一審及び原審のいずれも、無償行為否認の要件として、再生債務者がその対象となる無償行為等の時に債務超過であること又は当該行為により債務超過になることは必要とされていない旨判示していた。これに対して、上告人は、(ア)無償行為否認は詐害行為否認の一類型であるから、債務者の財産に対する管理処分が正当化される根拠は再生債務者が債務超過の状態にあることにある、(イ)無償行為否認については民事再生法132条2項により無償行為等の相手方が再生債権者を害する事実を知っていたか否かによって原状回復の範囲を異にすることとして区別がされているから、再生債権者を害する事実の存在が無償行為否認の成立要件であることが前提とされている、などと主張していた。

本判決は、民事再生法127条3項には、再生債務者が無償行為等の時に債務超過であること又はかかる行為により債務超過になることを要件とすることをうかがわせる文言がないことや、同項の趣旨は、その否認の対象である再生債務者の行為が対価を伴わないものであって再生債権者の利益を害する危険が特に顕著であるため、専ら行為の内容及び時期に着目して特殊な否認類型を認めたことにあると解するのが相当であって、同項所定の要件に加えて再生債務者がその否認の対象となる行為の時に債務超過であること又はその行為により債務超過になることを要するものとすることは同項の趣旨に沿うものとは言い難いこと、などを理由に、再生債務者が無償行為等の時に債務超過であること又はその無償行為等により債務超過になることは無償行為否認の要件ではないと判示した。

3 本判決の意義及び実務への影響等

本判決は、民事再生法における無償行為否認の要件として、再生債務者がその対象となる無償行為等の時に債務超過であること又は当該行為により債務超過になることが必要となるかという論点について、これを否定したものであるが、その判断の理由として挙げる内容にかんがみれば、民事再生法127条3項と同様に無償行為否認について規定する破産法160条3項や会社更生法86条3項の要件についても、同様に、無償行為等の時に債務者が債務超過であること又は当該行為により債務超過になることは不要と判断されることになるであろう。そのため、本判決が倒産実務に与える影響は小さなものではない。つまり、無償行為等と認められる行為がなされた後、6か月以内に当該行為をした者が支払停止の状態に陥れば(手形の不渡りや、破産等の法的整理の申立てなどがあれば)、直ちに無償行為否認の対象となってしまうわけである。十分な信用力があると思われる個人や法人から、連帯保証や物上保証を得たとしても、その後、当該個人・法人が何らかの事情により半年以内に支払停止状態になれば、無償行為としてその連帯保証や物上保証の効力が否定されてしまうわけであり、その観点からは、金融機関をはじめとする債権者の債権管理に与える影響は大きいといえる。

なお、本判決より前に無償行為否認の成否について争われた裁判例では、「無償行為等」



に該当するかが争われたものが多い。本件においても、本件連帯保証契約の無償行為性が争われており、上告人は、本件連帯保証契約が締結されたことによって再生会社の借入債務について関連会社による連帯保証が得られ、それによって再生会社は銀行から貸付の継続してもらうことができた等と主張していた。この点、無償行為については債務者だけを基準とし、受益者の利益は考慮されず、たとえ債務者が同族会社の代表者かつ実質的経営者であっても保証料などの対価をとらず、同族会社のために保証及び物上保証をした場合、無償否認に当たるとするのが判例である(最判昭和62年7月3日・民集41巻5号1068頁)。他方で、債務保証や物上保証をするに当たって、その行為当時の信用リスクに見合った保証料を受領しているときは、当該債務保証や物上保証は相当価値のある取引行為となるので無償行為には当たらないと解されている(田原睦夫・山本和彦監修「注釈破産法(下)」(きんざい、2015年)110頁)。